

再生可能エネルギー発電促進賦課金の概要について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づいて制定され、太陽光、風力、バイオマスなどの自然の力を利用した再生可能エネルギーによって発電された電気を一定の期間・価格で電力会社買取する制度として平成 24 年 7 月 1 日から開始されました。

電力会社買取に要した費用は、社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させていくために、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気をご使用になる全てのお客さまにご負担いただいております。

【「再生可能エネルギー発電促進賦課金」単価の算定方法】

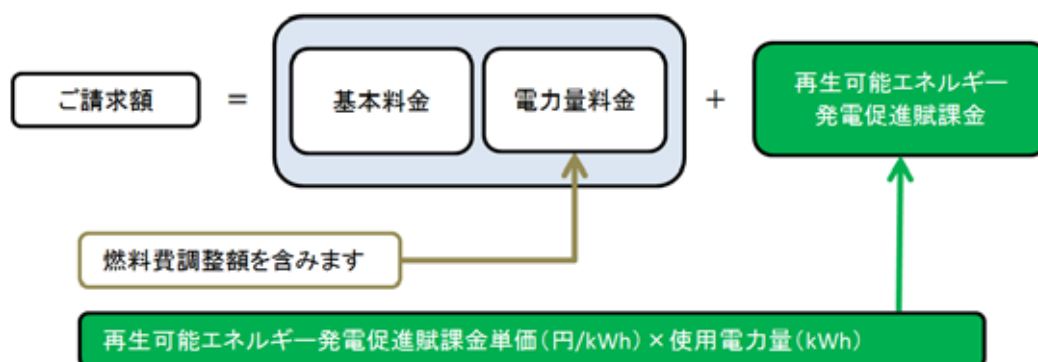
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年度、以下の算定方法により、全国一律の単価が算定され、当該年度の開始前に経済産業大臣が定めます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} = \frac{\begin{array}{l} \text{当該年度における} \\ \text{電気事業者の再生可} \\ \text{能エネルギー電気の} \\ \text{買取見込み総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該年度における} \\ \text{回避可能費用の} \\ \text{見込み額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該年度における} \\ \text{費用負担調整機関} \\ \text{の事務費見込み額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該年度における電気事業者の見込み総販売電力量} \end{array}}$$

電気事業者が再生可能エネルギー電気を買収することにより支出を回避できた燃料費などの費用。

【電気料金の算定イメージ（税込） 従量制供給の場合】

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価と毎月のご使用量に応じて算定し、電気料金の一部としてご負担いただきます。



（注）定額制供給の場合についても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

以 上